

6川 健 障 社 第 940 号
令 和 7 年 3 月 26 日

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長 美和 とよみ 様

川崎市長 福 田 紀 彦

令和7年度の予算要望について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の障害保健福祉行政に対し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年8月19日付け6川育成第15号にて御提出のありました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害者社会参加・就労支援課）

電 話 044-200-2456

ファクス 044-200-3932

1. 新型コロナウイルスワクチン予防接種の助成について

【回答】

新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年3月まで特例臨時接種として接種事業を実施してまいりましたが、令和6年度からは高齢者を対象とした定期予防接種として実施することになりました。

対象となる方は、65歳以上の方及び、60～65歳未満の方のうち心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方です。実施期間は当初令和7年1月31日まででしたが、接種の機会を広げるため、令和7年2月28日まで延長しております。（令和6年12月23日付け報道発表）

また、自己負担額は3,000円ですが、高齢者インフルエンザ等と同様に生活保護受給世帯の方、市県民税非課税世帯の方等、一定の条件を満たす方につきましては、無償で接種を受けていただけます。令和7年度以降の自己負担額については、ワクチン価格や国による助成金の状況などを踏まえて検討してまいります。

2. 人材の確保と育成について

【回答】

障害福祉施設等に従事する支援者の人材確保及び育成につきましては、本市では行動援護や同行援護等の従事者養成研修を開催するとともに、重度訪問介護や相談支援従事者に係る研修、強度行動障害支援者養成研修等を実施し、専門性を高め当事者に寄り添える人材を育成する取組を進めているところでございます。

今後におきましても、障害福祉施設従事者を対象にしたスキルアップに資する研修等に取り組むとともに、障害福祉分野における人材の確保や定着、育成を促進するための取組を国においてより一層進めることを要望してまいりたいと存じます。

3. 生活介護事業所における送迎の整備について

【回答】

生活介護の送迎につきましては、事業者が、利用者を送迎した際に給付費を算定できる仕組みになっており、障害支援区分が重い利用者を送迎した場合等の一定要件を満たす場合には、通常より高い報酬が算定できるようになっています。

障害者総合支援法及び関係省令において送迎サービスの実施の有無については規定がないため、民間事業者の事業所指定にあたって制限を設ける等は行っていません。

本市におきましては、国の送迎加算に上乘せして、市独自の加算を設けることで、事業所が送迎を行いやすいようにしています。

今後につきましても、利用者の通所がスムーズに行えるよう取組を進めてまいります。

4. 相談事業の充実

【回答】

相談支援事業の充実につきましては、令和3年度に実施した地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や基幹相談支援センターの機能強化、成年後見支援センターの設置等により、身近な地域において、障害種別やサービスの利用の有無に関わらず、多様なニーズに対応した相談支援をより効果的かつ効率的に受けられる体制を整えているところですが、相談支援体制の安定した継続のために、引き続き、相談支援従事者の初任者研修や現任研修等を実施し、相談支援従事者の養成に取り組むほか、民間の施設・事業所も含めた全市的な相談支援の質の向上を図るための人材育成等の取組を進めてまいります。

また、計画相談支援の作成率が伸びていかない状況に対しましては、相談支援事業所の拡充に向けて、補助金や市単独の加算金等による相談支援事業への新規参入の勧奨や体制強化に向けた支援の実施、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援機関に対する後方支援の実施、他都市と連携を図りながら国に対してサービス等利用計画作成における報酬単価の見直しに関する要望など、計画相談支援の供給量の確保に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、事業所も含めた関係機関と、今後も相談支援体制に係る検討を重ねてまいります。

5. 災害時の支援

（1）災害時個別避難計画について

【回答】

被災した障害者の安否確認につきましては、災害時要援護者避難支援制度の活用とともに、個別避難計画の作成の中で、安否確認を行う避難支援者の設定に努めているところでございます。

避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成につきましては、作成支援を依頼させていただいている相談支援専門員に向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に避難計画の作成が必要な方から、順次作成を進めてまいります。

（2）一次避難所における障害者への配慮と二次避難所のあり方

【回答】

障害者一人一人の避難につきましては、ご自宅のハザードやリスクを支援者などと確認したうえで、安全かつ安心して過ごせる場所を検討していただくことが重要であると考えており、風水害に備えたマイタイムラインの作成についての周知などに取り組んでいるところです。

また本市では、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、すべての指定避難所で障害者や高齢者等の要配慮者専用スペースを開設できるよう、取組を進めているところです。

さらに、避難生活が長期化した場合、指定避難所では安定した生活を送ることが困難な障害者・高齢者等につきましては、二次避難所（福祉避難所）として協定を締結した社会福祉施設等を使用し支援を実施することとしております。

一方、台風や地震等の自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、発災直後は、社会福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、社会福祉施設が被災する可能性もあり得ることなどから、実行可能な体制整備について検討を進めているところです。

避難所間の移動による環境変化への対応や、移動自体が難しい場合もあることを踏まえ、直接避難が可能となる指定福祉避難所の設置等について、課題の整理や検証等を進めてまいります。

また、避難所運営マニュアルの表記等につきましては、関係局区と連携しながら、検証してまいります。

（3）被災世帯登録票の周知徹底

【回答】

避難所運営マニュアルにおける「避難世帯登録票」につきましては、被災者の自宅の被害状況や安否確認等の問合せへの対応のための情報、避難所外避難者の把握や要援護者避難支援制度への登録状況の把握のため記入していただいているところでございます。

「避難世帯登録票」の周知につきましては、避難所運営マニュアルの川崎市ホームページへの掲載や各避難所運営会議で共有していただいておりますが、さらなる周知方法や避難所外避難者への運営指針等についても検討してまいります。

6. 住まいの整備（グループホームや単身者住居）

（1）グループホームの計画的整備の推進

【回答】

川崎市では自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進しており、障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、障害種別を限定せずに全体の目標数を示しているところでございます。

「第5次かわさきノーマライゼーションプランの改定版」では、令和6年度から令和8年度まで毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。

今後につきましても、グループホームに関する補助等を継続するとともに、当事者や支援者等の御意見を踏まえながら必要な施策について検討してまいりたいと存じます。

（2）市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用

【回答】

本市の市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的としておりますが、建て替え等のために入居者募集を停止している住戸、いわゆる政策空き家において、現在、3住宅計9戸をグループホームとして活用しているところでございます。

また、100戸以上の大規模団地の建て替えに際しては、原則として敷地の一部を創出することにより、保育所及び老人福祉施設等の社会福祉施設を誘致し、高齢化した市営住宅入居者の課題解決及び地域の社会福祉向上に資する計画としているところでございます。

今後も引き続き、関係部局と連携の上、社会福祉向上等に資する取組を進めてまいります。

（3）365日個々に必要な支援

【回答】

国において、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の類型として日中サービス支援型共同生活援助が整備されました。

このサービスにつきましては、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とするとともに、利用者6人に対し世話人1人という従来の共同生活援助よりも手厚い世話人を配置することとしており、利用者5人に対して世話人1人をベースに基本報酬が設定されております。

本市においても日中支援型共同生活援助事業所の指定を行っており、今後もこの新たな類型の共同生活援助事業所の指定が行われるよう状況を注視してまいります。

なお、本市におけるグループホームにつきましては、国報酬に加え、入居者に対して良質なサービスを提供するための世話人体制確保加算、夜間帯のサービス提供を行うために必要な夜間支援員の体制を確保するための夜間体制加算等の市単加算を設けており、利用者に対する支援を評価しているところでございます。市単加算のあり方につきましては、持続可能で安定的な制度運用となるよう、引き続き検討してまいります。

（4）単身者向け住宅への支援

【回答】

サービス付き高齢者住宅につきましては「高齢者住まい法」に定められた住宅であり、一部の住宅は「特定入居者生活介護」として介護保険法にサービスとして定められており、川崎市でも施策を進めているところですが、法制度の定めのない「障害のサービス付き住居」については現時点では検討するのが難しい状況となっております。

本市では、住まいの整備として、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応した住まい方を実現するための場を安定的に確保するため、グループホームな

どの基盤整備や、入所施設向けの支援と併せて、障害のある方を受け入れる地域の受入体制の充実を図っています。

また、障害のある方の民間住宅への入居機会を確保するための「川崎市居住支援制度」や「川崎市あんしん賃貸支援事業」、障害のある方が暮らしやすい居住環境の確保に向けて南部・中部・北部の地域リハビリテーションセンター、地域支援室、在宅支援室において専門相談を実施するなど、身近な地域で相談しやすい体制の整備や、地域の相談機関との連携強化に向けた取組を行っています。

今後につきましても、ニーズ等を踏まえながら多様な住まい方と場の確保について取組を進めてまいります。

（5）グループホーム家賃補助について

【回答】

グループホームの家賃助成加算につきましては、川崎市の受給者が県内事業所を利用した際に給付費を算定できる仕組みになっております。

また、東京都の独自加算における家賃助成の適用については、相互補助としており、東京都で本市単独加算の適用を行っていないため、本市で適用していないものとなっております。

7. 短期入所（ショートステイ）の拡充と日中一時支援事業へのサポート

（1）身近な所にショートステイ〔福祉型〕の整備

【回答】

本市では、障害のある方の地域生活を支える仕組みの1つの柱である「短期入所」の拡充の必要性を課題といたしまして、生活介護事業所への併設を含めて効率的な導入を検討し、区を単位とした短期入所サービスを提供する体制の整備を進めることとしております。直近では、令和5年11月に高津区の拠点型施設「ナーシングピア子母口」において短期入所13床を設置したところでございます。

短期入所事業所における送迎につきましては、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、障害福祉サービス費の送迎加算として評価しております。

今後につきましては、「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」に基づき、引き続き拠点型施設における短期入所事業所の整備を進めるなど、短期入所サービスの拡充に取り組んでまいります。

（2）日中一時支援事業へのサポート

【回答】

日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業につきましては、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう当該障害児・者の状況に応じて、適切な指導及び訓練を行うことで、障害児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としており、令和6年8月現在、指定事業所は43か所でございます。

今後も、当該制度に係る国や他都市の動向に注視しながら、引き続き事業の整備を進めてまいります。

8. 各区に地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設

【回答】

本市におきましては、「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」に基づき、生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業といったサービスを提供する地域生活支援拠点施設の整備を進めており、現在、川崎区・中原区・高津区・宮前区において整備が完了し、麻生区については令和9年度の開設に向けて整備を進めており、未整備区となっている幸区・多摩区の整備につきましては、引き続き検討してまいりたいと存じます。

なお、相談機能につきましては、支援を必要とする方のそれぞれの特性に応じた適切な支援に繋げていくことが重要であると認識しており、各拠点施設においては、可能な範囲で夜間・休日も含めた相談対応を行っています。

9. 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化

【回答】

本市では、平成22年度に「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、通所事業所の中でも就労支援系事業所に比べて民間の自主的な参入が進まない生活介護事業所について、各区における計画的な整備を進めてきました。

また、平成28年度には、平成28年度～令和5年度までを計画期間とする第2期障害者通所事業所整備計画を策定するとともに、平成29年度には、小規模生活介護事業所整備費補助制度を創設するなど、計画的に整備を推進してきたところでございます。

このたび、障害者通所事業所整備計画につきましては、特別支援学校等卒業生の進路対策を継続していくことに加え、生活介護事業所を含めた通所事業所の整備を障害のある方の地域生活支援の取組として一体的に進めて行くことを明確にするため、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に統合し、引き続き、必要な施設の整備について計画的に進めてまいります。

また、特別支援学校等卒業生に対する支援については、通所を開始してからも、様々な悩み事や課題等が出てくることから、家族や施設職員だけではなく、必要に応じて、区役所地域みまもり支援センター、地域支援室、地域相談支援センター、相談支援事業所等による相談支援や、障害者地域就労援助センターにおける就労支援等、各関係機関が連携を取りながら、今後も本人を中心とした支援が継続できる体制を維持してまいります。

10. その他

(1) 障害者の所得補償

【回答】

障害基礎年金を含む基礎年金の給付につきましては、国民年金法第1条及び第2条にございますように、憲法第25条の理念に基づき、すべての生活部面について、国民生活の安定が損なわれることがないように、必要な給付を行うこととされております。

国においては、令和元年10月に障害年金生活者支援給付金を含む年金生活者支援給付金制度が施行されておりますが、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善について、他の政令指定都市とともに国に要望を行っているところでございます。

(2) 法人後見制度の推進

【回答】

本市においては、平成19年度から、本市と「あんしんセンター」を中心として、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会などの専門職が参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を開催しており、制度の普及啓発のためのシンポジウムや親族後見向けの研修等を実施しております。

また、令和3年7月には、成年後見制度の更なる推進を目的として、川崎市社会福祉協議会に委託し「川崎市成年後見支援センター」を設置し、センターと連携して、成年後見制度の法人後見や日常生活自立支援事業等の取組を推進しています。

さらに、家庭裁判所や士業、医師会、高齢者施設、障害者の相談支援機関、区役所等を委員とする、川

崎市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度に関する問題解決と利用促進を図るために、必要な協議を行っています。

今後も成年後見制度の促進が図られるよう、裁判所や専門職との情報共有を進め、連携強化に取り組んでまいります。